

令和4年度 指定管理者監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
教育委員会（生涯学習・スポーツ課）			
<p>利用料金の決定について（その他） 利用料金の決定については、「指定管理者が武道館条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に市の承諾を受けるとし」と基本協定書に規定されているが、市の承諾を受けていなかった。適正に処理されたい。 また、所管課にあっては、協定書に規定された内容が遵守されるよう、適切に指導されたい。 （基本協定書第27条） <追記> なお、監査時点の実際の利用料金設定で、条例の範囲を逸脱しているものが見られた。これは、令和3年度からの指定管理期間についても監査対象期間と同様に所管課が承認行為を行っていないことが大きな要因である。早急に対処されたい。</p>	<p>利用料金について、指摘後において改めて指定管理者から協議書の提出を行ってもらい承認を行いました。</p>	R4.9.6	
教育委員会（生涯学習・スポーツ課）			
<p>事業収支について（その他） 基本協定に定められた事業報告書添付の収支決算書の数字が見込額で提出されていた。提出の際、指定管理者から所管課に見込額での提出の旨報告されておらず、結果、この見込額をもってモニタリングされ、公表されている。見込額での提出となった理由として、消費税及び地方消費税、法人税の数字が確定しないためとのことであるが、指定管理者は数字が確定後速やかに収支決算書の差し替えを行うなど対応すべきであった。また、法人税については、指定管理料の算定にないものであり、指定管理料から支出すべき経費ではない。所管課においては、収支決算書の内容について、公表されることを念頭に置き、十分に精査されたい。</p>	<p>事業報告に限らず、書類提出後において内容に変更が生じたものについては、再提出を徹底するように指定管理者（当課所管施設）に対し文書により指導を行いました。 また、「法人税について指定管理料から支出するべき経費ではない」ことについて、弓道協会と再確認を行いました。今後は十分に精査し、適正な事務処理に努めます。</p>	R4.9.6	